



2018年4月5日

●お知らせ — 新年度スタート—

平成30年度がスタートしました。間もなく新入生が溢れ、活気のあるキャンパスが戻ってきます。

事務補佐員の奥村さんが3月末で退職しました。ご不便をおかけすることがあるかと思いますが、男女共同参画推進室は、教職員の皆さまの身近な存在となれるよう頑張りますので、よろしくお願いたします。

この号の内容

- ◆お知らせ
- ◆活動報告
- ◆おススメの一冊
- ◆お役立ち情報

今後の予定

4/6 入学式

●活動報告① -平成30年度(第9期)研究支援員制度開始-

育児や介護など、ライフイベントのために研究時間が十分にとれない研究者に対して研究支援員を配置することで、研究活動に対する支援を行う研究支援員制度の平成30年度(第9期)がスタートしました。

男性研究者へも支援を拡大しており、年度単位の支援とすることで、研究者の負担を軽減しております。

申込は終了しましたが、年度途中の産後復帰などありましたら、男女共同参画推進室へご相談ください。



●活動報告② -平成29年度活動報告-

昨年度の活動報告を取りまとめました。詳しくはHPをご覧ください。



★おススメの一冊 『封じ込められた子ども、その心を聴く』

著：中塚 幹也

岡山大学大学院 教授

男女共同参画推進室で貸出を行っている本をご紹介します。

心の性と身体の性が一致しないことで悩んでいる性同一性障害当事者の中には、無理解やいじめによって、うつや引きこもりになったり、自殺をしようとした経験を持つ人々が少なくない。性別への悩みを持つ子どもへ関心を持ち、性的マイノリティに関する正しい知識をもつことが重要と訴えています。

著者である中塚幹也氏は、自身が診療にあたるだけでなく、啓蒙活動にも力を入れておられ、本年度本学にお招きしセミナーを開催予定です。



●お役立ち情報

-出産・育児で利用できる制度をご紹介します-

ご存知ですか？出産・育児で利用できる制度をご紹介します。

育児のための繰り上げ・繰り下げ勤務

小学校就学前の子どもを養育する教職員は、業務に支障がないと認められる時、休憩時間を45分間とし、始業時間の15分繰り下げ又は終業時間の15分繰り上げを行うことができます。

看護休暇制度

小学校就学前までの子どもを養育する職員は、子どもを看護する場合（けがや発熱等）に最大5日（子どもが2人以上の場合は最大10日）の休暇を取得することができます。（※有期契約職員は無給扱い）

配偶者の産休や出産時に利用できる制度があります（常勤職員のみ）。



配偶者出産休暇（妻出産時における夫の休暇）

職員の妻が出産する際に、出産のため入院した日から出産後2週間までの間に2日間の範囲内で入退院や出産時付添、出産届等手続きのための休暇を取得することができます。

※特別休暇（有給休暇）

男性育児参加休暇

生まれた子の授乳、付き添い、上の子供の保育所への送迎等のため、産前6週間～産後8週間の期間において、5日間の範囲内で休暇を取得することができます。

※特別休暇（有給休暇）



男女共同参画推進室HPに、育児・介護に関する制度を掲載しています。
制度を活用して、育児期を乗り切りましょう！

ご要望・ご相談など下記までお寄せください♪

〒680-8550

鳥取市湖山町南4丁目101

男女共同参画推進室（地域学部棟4階）

※地域学部棟事務室前のエレベーターをご利用ください。

T E L: 0857-31-5769 または 内線2166

F A X: 0857-31-5797

Email: danjyo@ml.adm.tottori-u.ac.jp

H P: <http://www.sankaku.tottori-u.ac.jp/>

室長：細井 由彦 理事

専任コーディネーター：長谷 順子（キャリアコンサルタント）



 Tottori University Office for Gender Equality
鳥取大学 男女共同参画推進室